

Title	“みなし輸出”に関する法令改定に対する大学の対応について
Author(s)	伊藤, 正実
Citation	年次学術大会講演要旨集, 38: 761-766
Issue Date	2023-10-28
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/19263
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

2 C 1 5

“みなし輸出”に関する法令改定に対する大学の対応について

○伊藤正実（群馬大学）

2lmito@gunma-u.ac.jp

1. はじめに

外為法に基づく法令の規制により、国内の非居住者（大学等では日本に来て6か月以内の留学生や外国人研究者がこれにあたる）に対する技術の提供をするには輸出管理上の確認が必要であり、内容によっては、経済産業省に許可申請をしなければならない。国内での輸出なので一般的にこれは“みなし輸出”と言われる。その一方で、日本に当該の非居住者は6か月以上滞在すると居住者という整理になり、外為法上の規制対象から外れる。こうしたことに対して、経済産業省は対策を講じることが必要であるという認識を以前から有していた。これより、令和3年6月10日に公表された経済産業省 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告¹⁾に基づき、居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態であれば“みなし輸出”管理の対象とする方向性で、関連の通達である「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）²⁾（通称 役務通達）の改定がおこなわれることになった。具体的には、以下の3類型に対応する者が、居住性に関わらず、令和4年5月1日から輸出管理の対象となった。

類型① 契約に基づき外国政府・大学等の支配下にある者

類型② 経済的な利益に基づき外国政府等の実質的な支配下にある者

類型③ 日本国内において外国政府の指示の下で行動する者

これより、先に述べたような日本国内での滞在期間の長短に関わらず、これらの類型に当てはまる者への役務提供は常に輸出管理の対象となった。例えば、外国政府等から奨学金を受けて日本の大学に在籍している留学生も居住性に関わらず常に輸出管理の対象となる。即ち、外国政府等から奨学金を受けて日本の大学に在籍している学生はその国籍に関わらず研究室に配属される際に、当該研究室の指導教員は、研究室の活動における役務の提供について輸出管理上必要な書類の提出が必要になる。さらにはクローズドな修士論文発表会等に特定類型該当者が出席する場合は、他の発表者は未公開の研究情報を当該者に提供するとみなされ、理論的には、発表者全員の内容に関して輸出管理上の確認を大学組織がおこなうことが必要になる。この法令の改定に対して各大学がどのように対応しているのか、まずは、その実態をあきらかにすることを目的にアンケート調査を実施し、その結果について発表する。

2 アンケートの内容と回収率について

対象は、自然科学系（理工系だけでなく、医歯薬系も含む）の学部を有する主要大学213校を対象に書類を令和4年9月2日に発送し、回答の締め切りを令和4年10月30日に設定した。その結果、137大学から回答を得た。（回答率64.3%）内訳は国立大学法人46校、私立大学70校、公立大学20校である。

3 調査結果の概要

（1）回答者の属性について

アンケート回答用紙に記載されている肩書もしくは所属組織から137の回答のうち131の回答者が事務組織の方からの回答であると確認できた。残りはURA（2名）、教員（4名）であった。この中で、いわゆる研究協力に関連した部署と産学連携に関連した部署からの回答が、全体の57%を占めていることが判明した。これより、かなりの割合の大学が、留学生や外国人研究者の受入れに関する管理（みなし輸出）よりも、海外組織との研究交流を念頭に輸出管理の体制整備がなされていることが推測される。

（2）輸出管理の運用を行っている大学の割合について

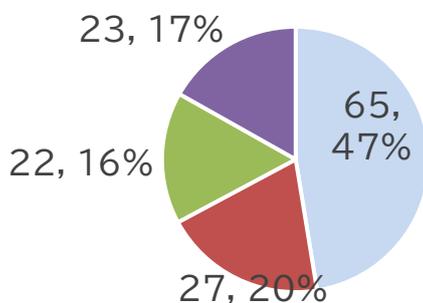
この中で輸出管理に関する規定や帳票を定めていると回答した大学数は、114（アンケートを回答し

た大学の中で 86%) であった。過去に同様な調査が、国立大学法人を対象に 2011 年に実施されているが、その時の”輸出管理体制を有していない”と回答した大学は全体の 46%である³⁾一方、今回の調査では回答した国立大学法人全てが規定や帳票を整備していると回答しており、2011 年当時と比較して大学等、公的研究機関の輸出管理体制の整備は”進んでいる”と判断できる。本件の調査においては、規定や帳票を整備していないと回答した大学は、23 大学あったが、公立の 2 大学を除いて、残りはすべて私立大学であった。この 23 大学の教員数の平均値は 199 (標準偏差 143.6) であり、自然科学系 (かなりの割合で医療や看護、薬学等の分野の単科大学が含まれている) の部局を含む大学といっても相対的に小規模の大学では未だ輸出管理体制を敷くところまでには至っていないことが想定された。

輸出管理の規定や帳票を既に定めていると回答した大学の教員数の平均は 717 人 (N=113) (標準偏差 747.1) であり、student の t 検討をおこなったところ、 $t=3.053$ ($df=134$) であることから、有意にその差はあると結論できる ($P<0.05$)。従って、輸出管理の規定や帳票を有していない大学は、統計的に有意に有している大学と比較し、その規模は小さいことが伺えた。

(3) 役務通達の改定の施行に伴い、輸出管理規定や帳票の改定を既に実施した大学の割合について

グラフー1 役務通達の改定に対する対応状況



- 役務通達の改定に対応して規定や帳票を改定している
- 役務通達の改定に対応する予定がある
- 輸出管理の規定や帳票を有しているが役務通達の改定を予定していない
- 輸出管理の規定や帳票を整備していない

改定された役務通達は令和 4 年 5 月に施行されているが、このアンケートは同年 9 月に実施していることから、施行後 4 カ月が経過した状況を示していることになる。137 大学中 65 の大学が役務通達の改定に対応して、既に改定をおこなったと回答しており (グラフー1)、これは規定を既に定めている大学 (114 大学) の中の割合で言えば、アンケート調査を行った時点で 56%の大学が既に規定や帳票の改定をしていたことになる。役務通達の改定に対応していないと回答した大学

で、規定や帳票の改定の予定があると回答があったのは、27 大学であった。また、これら 27 大学の全てが令和 4 年度末もしくは令和 5 年度の早い時期までに規定を改定すると回答している。従って、既に輸出管理体制を有している大学の中では、80.7%の大学が既に規定等の改定を実施しているか、あるいは役務通達の改定後 1 年以内におこなう予定のある大学であるということが言える。(輸出管理体制を有していない大学等を含めてアンケートを回答した大学全体を母数にすると 67%) 大学の規模との関連を見てみると、既に改定の対応をしたと回答した大学の教員数の平均は、875 名 (標準偏差 844.9)、 $N=65$ であった。令和 4 年 10 月の時点で役務通達の改定に対応していないと回答した大学の教員の平均数は 493 名 (標準偏差 525.3、 $N=49$) と比較して student の t 検定をしたところ、 $t=2.783$ であり、これより統計的に見て有意に、既に規定や帳票の改定をしたと回答した大学の規模が、そうでない大学よりも大きいことが認められた。 ($P<0.05$) 大学の規模に応じて改定の対応状況に有意に差がみられることから、ある程度の大学の規模がないと、対応可能な事務職員のリソースが限定的になってしまい、法令の改定に追従して規定等の改定が困難であることを示していると思われる。

(4) 特定類型該当者の確認の状況について

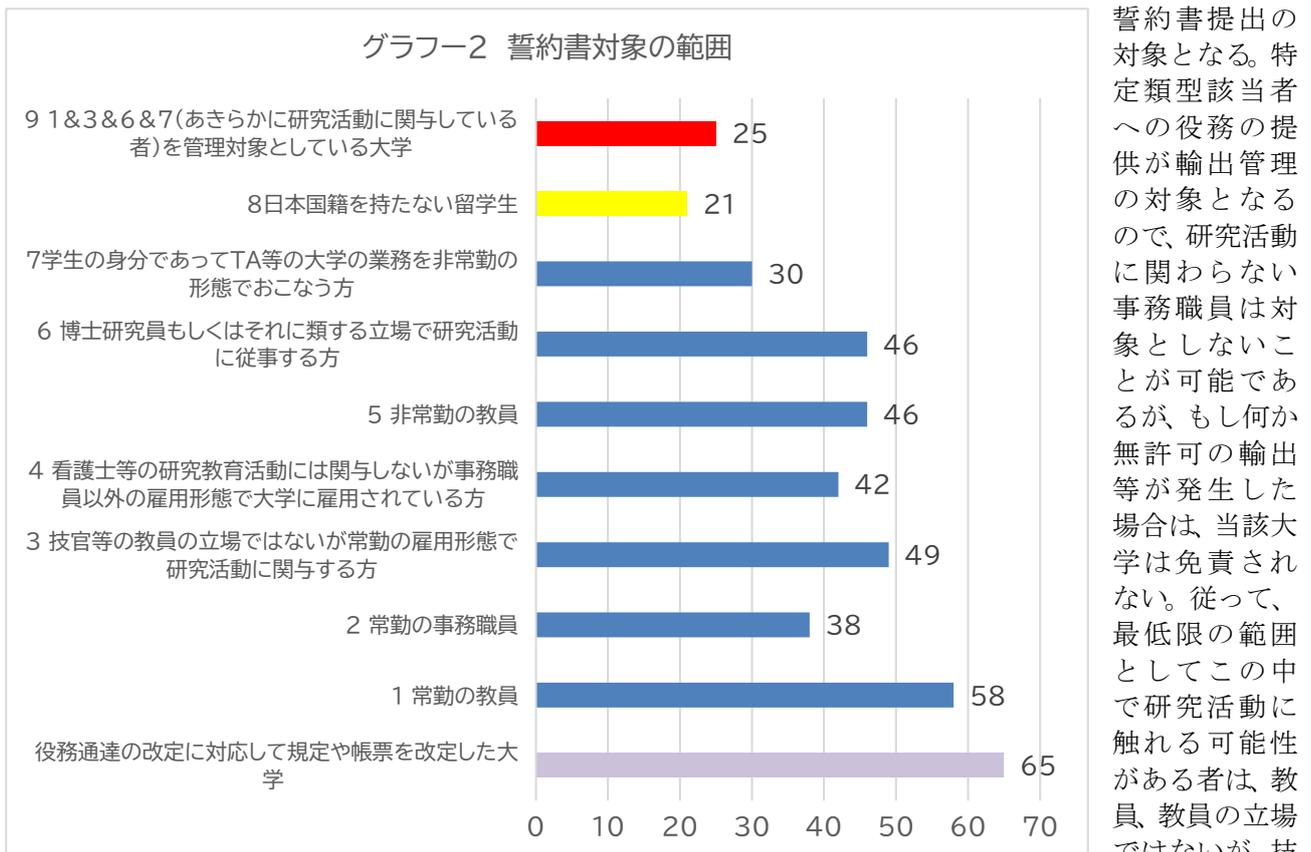
既に役務通達の改定に対応して帳票や規定の改定を行ったと回答した大学 (65 大学) を対象に、教職員や学生の特定類型の該否の確認がなされているかどうか伺った。教職員の特定類型の該否確認を既にしていると回答した大学は 60 大学であった。一方で、していないと回答した 5 大学は、規定や帳票の改定はおこなってはいるものの未だ運用段階に移行していないとみなせる。その一方で、学生の特定類型の該否確認をしていると回答した大学は、53 大学であった。学生に関しては、TA (ティーチングアシスタント) 等の大学との雇用関係が全くないのであれば、通常取得できる書類の範囲で確認すればよいということになっている⁴⁾。

(5) 誓約書の提出を求める範囲について

役務通達²⁾に記載がある、別紙1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドラインでは、当該居住者が指揮命令に服した時点において、特定類型①又は②に該当するか否かを当該居住者の自己申告（役務通達 別紙1-4に経済産業省の指定の書式が掲載されている）によって確認が必要であり、これが、新規雇用者に対して特定類型の該当性に関して誓約書を求める根拠となっている。この設問では、主に新規に雇用された者に対して、どの程度の範囲で誓約書の提出を求めているか回答を求めた。その結果、新規採用された常勤の教員に対して誓約書を求めていると回答した大学は、58大学であり、役務通達の改定に対応しているすべての大学が新規雇用された教員への誓約書の提出を求めているわけではない。一方で事務職員も誓約書提出の対象にしていると回答した大学は、38大学であった。また、技官等の教員の立場ではないが、常勤の雇用形態で研究活動に関与する方を対象にしている大学は、49大学であった。このあたり、誓約書の提出の範囲が、大学によって様々であることがわかる。技官等を対象としていない大学が16存在するが、単に管理が抜けてしまっているということなのか、あるいは、特に役務の提供等はなされないと考え対象外としているのか、アンケート結果からでは判断が出来ない。

看護師等の研究教育活動には従事しないが、事務職員以外の雇用形態で大学に雇用されている者の中の新規採用者を誓約書提出の対象としている大学が42大学、非常勤の教員を対象としている大学が46大学であった。さらには、博士研究院員等の非常勤の立場で研究に従事する者を対象に誓約書の提出を求めている大学が46大学存在した。事務職員以外の雇用形態で勤務する方を全て管理対象にしているのは29大学であった。また、TA（ティーチングアシスタント）等、非常勤で大学と雇用契約を締結している学生については誓約書の提出対象としている大学は30であった。（グラフー2）

経済産業省の機微技術ガイダンス⁴⁾では、常勤、非常勤に関わらず、大学と雇用契約のある者は全て



誓約書提出の対象となる。特定類型該当者への役務の提供が輸出管理の対象となるので、研究活動に関与しない事務職員は対象としないことが可能であるが、もし何か無許可の輸出等が発生した場合は、当該大学は免責されない。従って、最低限の範囲としてこの中で研究活動に触れる可能性がある者は、教員、教員の立場ではないが、技

官等の常勤の雇用形態で研究活動に関与する方、博士研究員もしくはそれに類する立場で研究活動に従事する方、学生の身分であって、ティーチングアシスタント等の大学の業務を非常勤の形態で担う者が、大学の中で研究活動に関与することが一般的であるが、これを網羅的に誓約書対象としている大学は、25大学（全体の18%）存在した。従い、これらの大学群が法令を正しく理解して運用している大学とみなすことが出来よう。なお、非常勤の教員は一般的には学生の教育に単発的に従事することを目的に大学に来る教員であることが多く、研究活動に触れることは基本的には少ないはずである。所属大学と雇用関係にあるとは必ずしも言えない留学生に関しては21の大学が誓約書の提出を求めていることが、

本調査から判明した。留学生の同意が得られるようであれば、特定類型の該否に関する誓約書で輸出管理をおこなうことは可能であるが、誓約書の提出を留学生に要求して輸出管理をおこなう場合でも、大学内の他の留学生の管理等をおこなう部署が当該留学生の経済的な状況に関する情報を有しているか確認することが必要となる。

(6) 特定類型該当者の情報の管理状態

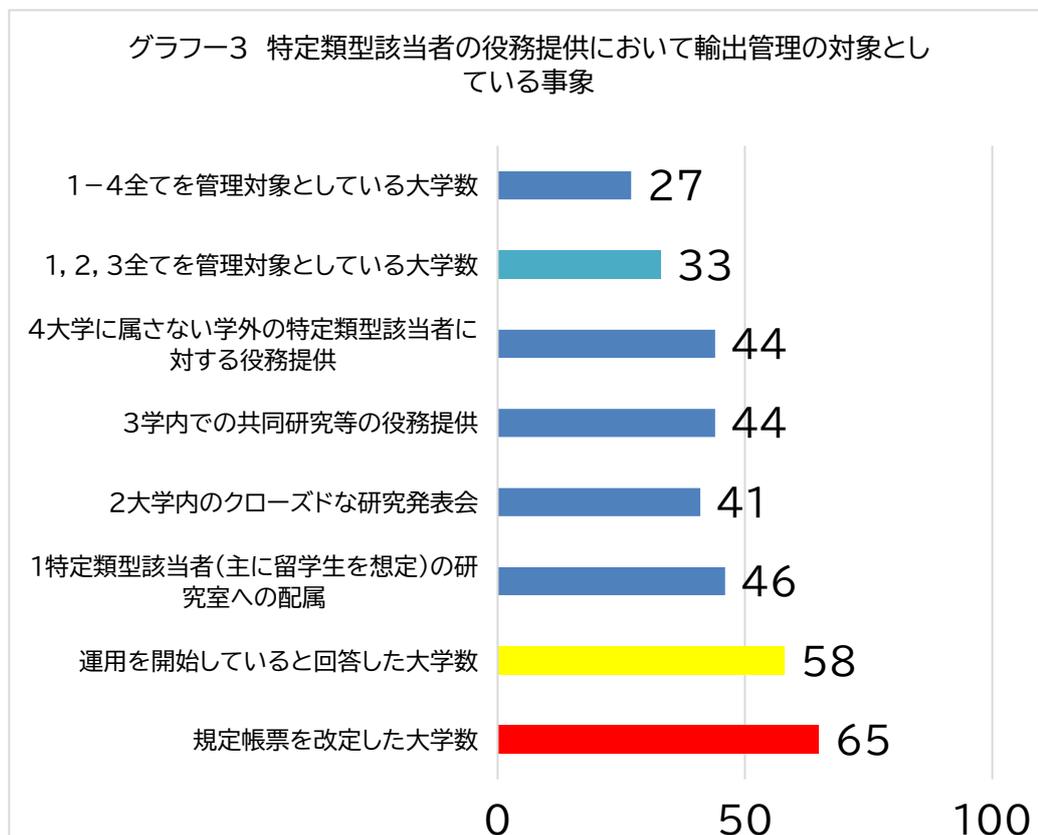
経済産業省の機微技術ガイダンス⁴⁾によれば、“各大学・研究機関は、学生、研究生や教職員の受入れに当たり、これらの者の特定類型該当性の確認を行い、輸出管理部門が特定類型該当者の情報を一元的に把握し、適切な対応を検討することが推奨されます。”とあり、同ガイダンスに記載されている規定・帳票の例に記載されている安全保障輸出管理規定の中にも、統括管理責任者の責務の一つとして特定類型該当者の把握をすることが記載されている。

以上のことから、(1) 特定類型該当者の把握を大学組織がおこなう (2) さらに特定類型該当者に役務提供する可能性のある者 (主に研究活動をおこなう教員を想定) にその情報を伝達する (3) 特定類型該当者に役務提供する者は、役務提供をする前に輸出管理に関する帳票を当該教員が提出するといった流れで、輸出管理業務がおこなわれることが想定された。その観点に立って、どういった経路で特定類型該当者に関する情報が流通するのかを把握することを目的に、設問を設定した。輸出管理担当部署から部局に特定類型該当者に関する情報が学科長に流れ学科内で研究室の教員等の受入れ責任者に連絡がいくという形態をとっていると回答した大学が 10 大学 (このうち部局の輸出管理責任者が特定類型の該否判断をして輸出管理担当部署に報告をすると回答した大学は 1 大学)、部局の事務組織から研究室の担当教員に直接連絡があると回答したのが 24 大学 (このうち部局の輸出管理担当者が特定類型該当者の該否について判断している大学が 7 大学)、本部から直接情報提供の可能性のある者に連絡がいくと回答したのが 18 大学、留学生等を受け入れる教員が特定類型の該否について判断をして必要に応じて帳票を提出すると回答したのが 5 大学、現在検討中の大学が 13 大学であった。なお、複数回答可としており、この総計は回答大学数を上回っている。形式的には本部から特定類型該当者に関する情報提供を、役務提供をする可能性のある教員等に直接おこなうことは原理的には可能であるが、多数の部局を抱えている大学では、本部の輸出管理担当部署がそこまで業務をカバーしておこなうことは困難であることが想定される。

(7) 特定類型該当者への役務提供に関する輸出管理について

特定類型該当者に対する役務提供において、どういった機会を輸出管理の対象としているか伺った。

グラフー3 特定類型該当者の役務提供において輸出管理の対象としている事象



特定類型該当者の研究室配属の時点で、研究室所属の教員から役務の提供がなされるとみなし、これを輸出管理の対象として書類の提出を求めているとすると回答した大学が 46 存在した。

また、学内での共同研究等をおこなう際に学内での特定類型該当者 (所属大学に雇用されている者) に所属の教職員が未公開の研究情報を提供する際に輸出管理上の確認をおこなうと回答した大学が 44 大学で

あった。経済産業省の機微技術ガイダンスにも記述があるように、大学で雇用された教職員の中に特定類型該当者が存在すれば、当該者に学内で役務提供をする際に、輸出管理上の確認が必要になる。“確認対象としていない大学”が14大学存在していることになるが、運用段階に入っていると云っても、未だ本件に関しては運用の方法自体が未だ検討の段階にあるのか、あるいは学内の教職員で特定類型に該当する者がいないために、こうした回答をおこなったのかアンケート結果からでは読み取れない。これより、研究室配属時、クローズドな大学内で実施される研究発表会、学内で雇用されている者同士で共同研究を行う等で、双方のいずれかが特定類型該当者である場合の役務提供が最低限、特定類型該当者が大学内にいたときに輸出管理上の対象になると言えるが、この3つを全て管理対象と回答した大学は、33大学（アンケート回答数から見て24%）であった。なお、学外の方であって、特定類型該当者であることが明らかな場合を輸出管理対象とする項目を含めると27大学が網羅的に特定類型該当者の輸出管理をおこなっているということになるが、学外の個人に対して役務の提供を行うケースはおそらく稀であろう。

4. 考察

令和4年9月の時点で6割の大学が既に役務通達の改定に対応して規定や帳票の改定をしており、現在検討中と回答した大学を含めると、8割以上の大学が、これへの対応を既にしているかあるいは令和4年度末あるいは令和5年度の早期に改定すべく検討中であることが本アンケート調査から判明した。国際交流をおこなう大学等の公的研究機関が、安全保障貿易管理に関する規定や帳票の整備が法令上の義務となったのは、平成21年度施行の輸出者等遵守基準⁵⁾の施行後からであるが、その当時の規定や帳票の整備状況に関する調査結果と比較すると、今回の法令の改定に対して、相対的に大学の対応は迅速であったということが言える。また、比較的規模の大きい大学が小規模大学と比較して、先行して運用段階に移行している傾向があることが大学の教員数の統計的な比較から判明した。しかしながら、研究活動に触れる可能性のある者に対して網羅的に誓約書の提出を求めている大学は25大学（回答者数から見て全体の18%）にとどまり、大学内の特定類型該当者に対する役務提供を全て輸出管理の対象としていると言える大学数は33大学（24%）である。さらにはここで述べた双方の条件を満たして輸出管理の運用を行っている大学の数は16大学（アンケート回答大学の中で12%）に過ぎない。この16大学の平均教員数は、656.9人（標準偏差 469.1）に対して、役務通達の改定に対応して規定や帳票の改定をおこなった残りの49大学の平均教員数は、946.3人（標準偏差 928.4）であった。双方の群のstudentのt検定をおこなったところ、 $t = 0,7094$ であり、双方に有意な差は認められなかった。（ $P < 0.05$ ）従って、人的資源が豊富な大規模大学であるからと言って、法令の改定の対応が十分になされているとは言えないことが示唆される。これらの結果から、外形的に見て、役務通達の改定に追従してかなりの割合の大学が規定や帳票の改定をおこなっており、相対的に規模の大きい大学が先行してこの対応をおこなっていると言えるものの、運用面では、未だ日本国内では十分に法令の内容を理解して輸出管理がなされている大学は少数派であり、この場合は、大学規模に依存して適切に対応がなされているとは言い難いことが判明した。言い換えれば、大規模大学では企業等で輸出管理業務の経験があるような専門家が配置されて輸出管理業務に専従していることが多いが、実態論として、必ずしも法令に正しく対応して、運用に至っているという訳ではない状況が、この調査から透けて見えていると考えている。今後、大学で、この法令の改定に対して運用面での定着がなされるかどうか、注視をする必要があるであろう。

謝辞 本研究を実施するにあたり、アンケートの回答にご協力いただいた大学のご関係者に感謝致します。また、本研究は、科学研究費補助金（22K02678、代表：伊藤正実）の助成を受けて実施しました。

参考文献

- 1) 経済産業省 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anken_hosho/pdf/20210610_1.pdf 最終閲覧2023年8月19日
- 2) 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について p.7 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf 最終閲覧2023年8月19日

3) 国立大学法人における安全保障貿易管理体制の整備状況と問題点に関する調査研究

新谷 由紀子, 菊本 虔 産学連携学 7 (2), 2_29-2_36, 2010

4) 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第四版

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf 最

終閲覧2023年8月19日

5) 輸出者等遵守基準を定める省令（平成二十一年経済産業省令第六十号）[https://elaws.e-](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=421M60000400060)

[gov.go.jp/document?lawid=421M60000400060](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=421M60000400060)

最終閲覧2023年8月19日